

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(以下：「番号法」)

(平成二十五年法律第二十七号)

第9条 (利用範囲)

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

別表第一 項番二

| | |
|--------------------|--|
| 二 全国健康保険協会又は健康保険組合 | 健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
|--------------------|--|

第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)

別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

別表第二 項番三

| 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
|----------|-------------------------------------|---|--|
| 三 健康保険組合 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

尚、情報連携については、隔離された場所で行い、プライバシーポリシーに従い情報管理に十分留意いたします。